

理容所・美容所を開設される方へ

理美容所を開設するには開設届を提出し、構造設備について検査を受け基準に適合しなければなりません。次の事項に注意して施設を整備し、開設届及び構造設備検査請求手続きを行ってください。

1 構造設備

- (1) 作業所と待合所があること
- (2) 作業所の面積は、椅子の台数に応じたものであること。(表参照)
- (3) 作業所の天井は、床面から2.1m以上であること。
- (4) 床、腰張りは不浸透性材質(コンクリート、タイル等)であること。
- (5) 待合所は、作業に支障のない場所に設け、かつ、固定した0.9m以上の高さを有する物により、作業所と区画すること。
- (6) 洗顔及び洗髪のための流水式の設備を設けること。(※)
- (7) 客一人ごとに手指を石けん等で洗える設備があること。
- (8) 照明(100ルクス以上)、換気が十分に行える設備があること。
- (9) フタ付きの汚物箱、毛髪箱を備えること。
- (10) 器具等の洗浄設備、消毒設備(薬物消毒、紫外線消毒、蒸気消毒等)があること。
- (11) 未消毒器具(ハサミ、クシ等)、タオル等の布片を収納できる容器があること。
- (12) 外傷に必要な救急薬品及び衛生材料を備えること。

〈表〉作業所面積に応じた椅子の台数

作業所面積	理容所	美容所
9.9m ² ～	2台	4台
13.2m ² ～	3	5
16.5m ² ～	4	6
19.8m ² ～	5	7
23.1m ² ～	6	8
26.4m ² ～	7	10
29.7m ² ～	8	12
33.0m ² ～	9	14
36.3m ² ～	10	16

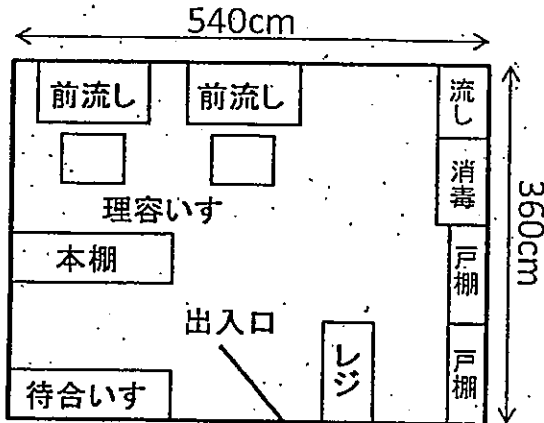
- (※) 給水栓には、シャワーヘッド等洗顔及び洗髪を容易に行える設備を備え付けること。槽については、洗顔洗髪が適切に行うことができる大きさであること。

美容所については、作業所面積が23.1m²以上の場合は3.3m²増すごとに椅子を2台増やすことができる。

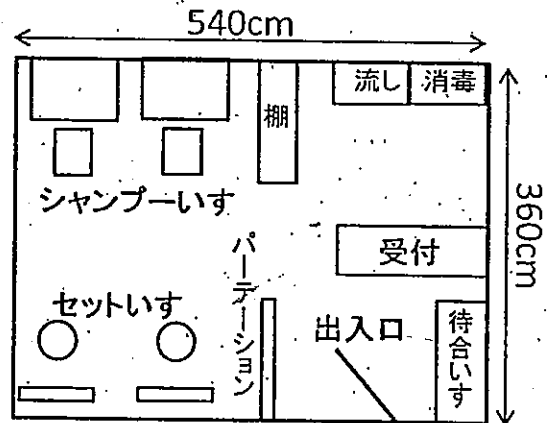
2 添付書類

- (1) 構造設備の概要
- (2) 施設の平面図及び設備の配置図(長さの単位はcmとし、内のり寸法としてください。)

◎理容所例



◎美容所例



- (3) 案内図: 店舗を中心として、道路や目印となる建物を記入してください。
- (4) 従業者名簿: 全従業者の氏名、免許番号等を記載してください。
- (5) 診断書: 結核、皮膚疾患及び伝染性疾患の有無について記載してあるもの(理容師、美容師のみ)
- (6) 理容師・美容師免許証及び管理理容師・美容師講習会修了証の写し
※原本(本証)を確認しますので、申請時に原本を持参してください。
- (7) 登記事項証明書: 開設者が有限会社、株式会社等の法人の場合(発行から3ヶ月以内のもの)
- (8) 開設者が外国人の場合は、住民票の写し

3 申請手数料 17,000円

※申請にあたっては、あらかじめ担当者に電話連絡してからお越しください。

担当: 川口保健所 生活衛生・薬事担当
 電話: 048-262-6111
 住所: 川口市前川1-11-1